

令和 7 年度十和田市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市は、若年世代の本市への定住促進を図るため、予算の範囲内において令和 7 年度十和田市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、奨学金の貸与を受けた者のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和 6 年度から引き続き本市に住民登録している者であって、令和 8 年 3 月 31 日まで継続して本市に住民登録するものであること。
- (2) 令和 7 年 4 月 1 日における年齢が 40 歳未満であること。
- (3) 就業していること。
- (4) 市税に滞納がないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例（平成 23 年十和田市条例第 39 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 国家公務員又は地方公務員として正規に雇用されている者（非常勤職員及び臨時的任用職員等を除く。）でないこと。

(補助対象となる奨学金)

第 3 条 補助金の交付の対象となる奨学金は、次の各号に掲げる奨学金とする。

- (1) 十和田市奨学金
- (2) 日本学生支援機構奨学金
- (3) その他市長が対象と認める奨学金

(補助対象経費等)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間のうち、本市に住民登録のあ

った期間に返還した奨学金（約定利息及び約定による返還期限より前に繰上償還した返還額を含み、遅延利息及び延滞金は含めない。）とする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額以内の額とする。

（補助金の交付期間）

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、補助金（令和6年度以前の十和田市奨学金返還支援事業補助金を含む。）の交付の対象となった最初の月から起算して60か月とする。

（補助金の交付の申請）

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは令和7年度十和田市奨学金返還支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証する書類
- (3) 返還実績を確認できる書類（預金通帳、領収書等の写し）
- (4) 就業証明書（様式第3号）。これによりがたい場合は、確定申告書の写しその他の就業していることを確認することができる書類
- (5) 住民票の写し
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類
- (7) 直近の所得証明書
- (8) 債権者登録申請書（登録済みの場合を除く。）
- (9) 本事業の実施に係るアンケート
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、市が保有する前項第5号から第7号までに掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 交付申請の期間は、令和7年6月2日から令和7年9月30日までとする。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付を決定した場合にあっては補助金の額を確定し、令和7年度十和田市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、令和7年度十和田市奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 第2条各号に規定する要件を欠いていたことが判明したとき。
- (3) その他市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、令和7年度十和田市奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和7年度十和田市奨学金返還支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により、当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 補助金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき 市長が定める額

(報告、現地調査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行する。